

建設省住指発第 47 号-1
平成 8 年 2 月 23 日

建設大臣官房長 殿

建設省住宅局長

公共建築設計業務標準委託契約約款について（通知）

建築物の設計に係る業務（以下「建築設計業務」という。）については、従来から、建築設計者に対する委託契約として発注されることが多いが、建築設計者が建築設計業務を受注した場合に締結される契約については、発注者と受注者との権利義務関係が明確に規定されていない場合が多く、また、規定されている場合であってもその内容が発注者ごとに異なっているため、当該契約の透明性・客観性を高め、かつ、適正化を図ることが必要である。

特に公共工事に係る建築設計業務（以下「公共建築設計業務」という。）に関しては、本年 1 月の WTO 政府調達協定の発効により、今後、公共建築設計業務の市場の国際化が一層進展することが予想されることから、市場の一層の国際化に対応するため、契約条件を明確化する等当該業務の委託契約約款の整備が求められているところである。

このような状況に対応するため、公共建築設計業務の委託契約に関する法律上及び実務上の問題点について、公共建築設計業務の需用者及び建築設計者の意見を踏まえ、併せて国内外における当該契約をめぐる状況にも留意しつつ検討を重ねた結果、今般、別添のとおり公共建築設計業務標準委託契約約款を策定したところであり、当該約款については、本年 2 月 13 日付けで建築審議会建築行政部会の上承が得られているものである。

貴職におかれては、公共建築設計業務に係る委託契約の適正化を図る観点から、当該契約の締結に当たっては、別添の公共建築設計業務標準委託契約約款を積極的に活用されるようお願いする。

なお、貴管下公団等に対しても速やかにこの趣旨を周知されるようお願いする。